

総務省「PFI事業に関する政策評価書」回答について

1. 趣旨

- ・総務省は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があるもの、総合的な推進を図る見地から評価する必要があるものについて、政策評価を実施。
- ・総務省において「PFI事業に関する政策評価」を実施し、本年1月11日に内閣府に対し勧告。勧告から半年後を目処に内閣府から総務省に回答する必要がある。

2. 勧告事項及びその回答

PFI事業を効率的かつ効果的に推進する観点から以下の措置を講ずる必要があるとの勧告がなされた。

(1) VFM算出の客観性・透明性の確保

- ・VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインの充実、VFM算出に係る事例の蓄積・情報提供、VFM算出に係る支援方策の充実等
- ・VFMの算出過程や算出方法の公表を進めるため、VFMガイドラインの趣旨の普及啓発等所要の措置の実施

平成20年7月VFMに関するガイドライン改定。平成20年2月アニュアルレポート公表。

(2) 官民のリスク分担

- ・リスクの分担内容及び分担理由を明示した事例の蓄積・情報提供
- ・リスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項をガイドラインに盛り込む等所要の措置の実施

平成20年7月契約に関する基本的考え方(案)取りまとめ(中間案:PFI推進委員会にて更に検討予定)。委託調査等を活用し今後更に検討。

(3) 施設の設計・建設段階のモニタリング

- ・施設の設計・建設段階でのモニタリング事項をガイドラインに盛り込む等所要の措置の実施

平成20年7月契約に関する基本的考え方(案)取りまとめ(中間案:PFI推進委員会にて更に検討予定)。

(4) 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境の整備

- ・性能発注の在り方に関する事項をガイドラインに盛り込む等所要の措置の実施
- ・募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定について、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知徹底及び具体的手順をガイドラインに盛り込む等所要の措置の実施
- ・要求水準の明確化、提案様式の標準化など民間事業者の提案に係る負担軽減策の実施

平成20年7月契約に関する基本的考え方(案)業務要求水準書に関する基本的考え方(案)取りまとめ(中間案:それぞれPFI推進委員会にて更に検討予定)。

3. 現状及び今後の対応

9月30日、内閣府から総務省に回答。10月10日、総務省ウェブサイトにて、回答内容につき公表。なお、来年同時期においても再度進捗状況につき総務省に回答する必要がある。

(別紙)

「PFI事業に関する政策評価書」(勧告部分のみ抜粋)

第4 評価の結果及び勧告

2 勧告

内閣府は、PFI事業を効率的かつ効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。

公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、

① VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、② VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、③ コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算することや、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方策を充実させること。

特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。

独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。

リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

施設的设计・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。

民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。

要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。

民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。

総務省政策評価書中の「勧告」に対する対応状況及び今後の措置予定(案)

項目	対応状況及び今後の措置予定		(参考)報告書項目
	委員会	内閣府	
VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。			
<p>公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、</p> <p>①VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、</p> <p>②VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、</p> <p>③コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算したり、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催すること</p> <p>など、<u>VFM算出に係る支援方策を充実させること。</u></p>	<p>「VFMに関するガイドライン」(平成20年7月)改定</p>	<p>①アニュアルレポート(平成20年2月)の公表</p> <p>②グッドプラクティスの情報収集、情報提供</p> <p>③公共施設等の管理者等に対する研修等の開催</p>	<p>6) VFM評価についての継続的検討(p21)</p>
<p>特定事業選定時においては、PSC、PFIのLCC及び割引率などVFMの算出過程や算出方法を公表することについて、<u>当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</u>また、民間事業者選定時には、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、<u>当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</u></p>	<p>「VFMに関するガイドライン」(平成20年7月)改定</p>	<p>①アニュアルレポート(平成20年2月)の公表</p> <p>②「VFMに関するガイドライン」(平成20年7月改定)の趣旨の普及啓発</p>	<p>6) VFM評価についての継続的検討(p21)</p>
<p>独立採算型PFI事業の選定のための評価における<u>需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</u></p>		<p>グッドプラクティスの情報収集、情報提供</p>	<p>6) VFM評価についての継続的検討(p21)</p> <p>11) 官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討(p26)</p>
<p>リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、<u>リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。</u>また、<u>リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</u></p>	<p>「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」取りまとめ</p> <p>「リスクに関する具体的指針」の作成</p>	<p>「リスク事例をまとめたデータベース」の作成</p>	<p>3) リスクの分析及びリスクマネジメントについての考え方の整理の必要性(p12)</p>

は今後措置予定、 は現在検討中、 は対応済

項目	対応状況及び今後の措置予定		(参考)報告書項目
	委員会	内閣府	
施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」取りまとめ 「モニタリングに関するガイドライン」等の改定		5)運営段階における課題に対する適切な対応 (2)事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 金融機関のモニタリング等の役割の重要性とユニタリーペイメントについての普及啓発(p19)
また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	「プロセスのガイドライン」等改定		
さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。		アニュアルレポート(平成20年2月)の公表 グッドプラクティスの情報収集、情報提供	5)運営段階における課題に対する適切な対応 (2)事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 要求水準書、モニタリング、支払いメカニズムの連動の必要性(p17)
民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。			
要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」とりまとめ 「プロセスのガイドライン」等改定		1)要求水準の明確化 (1)要求水準書作成前の段階での明確なコンセプト形成の必要性(p9) 1)要求水準の明確化 (2)要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性(p9)

は今後措置予定、 は現在検討中、 は対応済

項目	対応状況及び今後の措置予定		(参考)報告書項目
	委員会	内閣府	
募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知徹底を図るとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	「プロセスのガイドライン」改定	アニュアルレポート(平成20年2月)の公表及びセミナー(平成20年3月)の開催	4)より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現 (2)対話方式の充実(p15)
提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。	「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」取りまとめ 「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」取りまとめ		1)要求水準の明確化 (2)要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性(p9) 2)契約書等の標準化の推進(p11)
民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。		アニュアルレポート(平成20年2月)の公表 グッドプラクティスの情報収集、情報提供	4)より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現 (3)より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス(p15) 5)運営段階における課題に対する適切な対応 (2)事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 金融機関のモニタリング等の役割の重要性とユニタリーペイメントについての普及啓発(p18)

は今後措置予定、 は現在検討中、 は対応済

P F I 事業に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況（回答）

テ ー マ 名	P F I 事業に関する政策評価結果（総合性確保評価） (平成20年1月11日勧告)
関係行政機関	内閣府（回答日：平成20年9月30日）

勧告	回答
<p>1 V F M算出の客観性及び透明性の確保するため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 公共施設等の管理者等における V F Mの適切な算出が推進されるよう、 V F M算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、 V F M算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、コンサルタントへの委託の要否を検討する際に V F Mを試算することや、コンサルタントが算出した V F Mをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、 V F M算出に係る支援方を充実させること。</p> <p>(2) 特定事業の選定時においては、 P S C、 P F Iの L C C、割引率等 V F Mの算出過程や算出方法を公表することについて、当面 V F Mガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づく V F Mが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面 V F Mガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 独立採算型 P F I 事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>民間資金等活用事業推進委員会（以下「 P F I 推進委員会」という。）(平成20年7月開催、以下同じ)において、公共施設等の管理者等における V F M算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時の V F Mの評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「 V F Mに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>「 P F I アニュアルレポート」(平成20年2月公表、以下同じ)において、 V F M評価の時点、 L C Cの算出方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、 V F M評価に関する情報提供を行った。</p> <p>なお、今後も V F M算定に係る事例を蓄積し、情報提供を図ることについて検討する予定である。</p> <p>今後、公共施設等の管理者等において、必要な専門的な知識を習得できる研修等の開催など、 V F M評価に関する支援方の充実を図る予定である。</p> <p>P F I 推進委員会において、特定事業選定時等において、 V F M評価結果を公表する際に、 V F Mの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、 P S C、 P F I 事業の L C C、 V F Mの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、 V F M等の公表方法について「 V F Mに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>「 P F I アニュアルレポート」やホームページ等を通じて、「 V F Mに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。</p> <p>また、今後「 V F Mに関するガイドライン」(平成20年7月改定)の趣旨の普及啓発を行う予定である。</p> <p>今後、独立採算型 P F I 事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、「 P F I アニュアルレポート」等に掲載するなど情報提供を行うよう検討する予定である。</p>

2 リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

3 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。

4 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。

(1) 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

る。

今後、リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。

平成20年7月に開催されたPFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。今後、リスクマネジメントに関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同委員会において、リスク分担の在り方等について検討を行う予定である。

PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて検討を行い、選定事業者によるセルフモニタリングを的確に行うべきこと、重要な点について公共施設等の管理者等が直接関与することにより質を確保すること等の考え方を整理し、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。

なお、今後も同委員会において検討を行い、「契約に関するガイドライン」への反映などを行っていく予定である。

今後、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を検討する予定である。

「PFIアニュアルレポート」において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。

今後もモニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。

PFI推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を検討し、その成果を「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」として取りまとめた。

なお、今後も同委員会において検討を行い、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめる予定である。

<p>(2) 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。</p> <p>(4) 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（平成18年11月）について、「PFI アニュアルレポート」やセミナー（平成20年3月開催）等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。</p> <p>今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> <p>PFI 推進委員会において、提案に係る負担軽減策について検討を行い、「PFI 事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」において、事業契約に際しての考え方と条文例を提示するとともに、「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」において、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を提示した。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、それぞれ「契約に関するガイドライン」への反映、「要求水準書作成指針（仮称）」として取りまとめなどを行っていく予定である。</p> <p>「PFI アニュアルレポート」において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後も公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p>
--	--